

○ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改正後				現行			
別表20（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金） 1（略）				別表20（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金） 1（略）			
2（令和2年度措置に係るもの）				2（令和2年度措置に係るもの）			
利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠	利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1)～(5)（略）				(1)～(5)（略）			
(6)農業経営基盤強化資金（災害関連資金）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。	貸付当初5年間	5,100億円	(6)農業経営基盤強化資金（災害関連資金）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。 <u>ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除く。</u>	貸付当初5年間	100億円
(7)経営体育成強化資金（災害関連資金）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のIIに定める資金を含む。）。			(7)経営体育成強化資金（災害関連資金）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金。		
(8)（略）				(8)（略）			
(9)農業経営負担軽減支援資金（災害関連資金）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金（農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経第356号農林水産事務次官依命通知）第2の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金をいう。）。			(新設)			
(10)農林漁業施設資金（反転攻勢関連資金）	令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融			(新設)			

	通された農林漁業施設資金。
(11)農業経営基盤強化資金(反転攻勢関連資金)	令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除く。
(12)経営体育成強化資金(反転攻勢関連資金)	令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金。
(13)農業近代化資金(反転攻勢関連資金)	令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。

(新設)
(新設)
(新設)

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする((2)及び(10)から(13)までに掲げる資金を融通する場合並びに農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に災害復旧に係る事業を対象として(3)から(9)までに掲げる資金を融通する場合を除く。)
- 2 (略)
- 3 (8)又は(13)に係る助成を受けた認定農業者に対しては、(2)に係る助成は行わないものとする(ただし、(8)又は(13)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。)
- 4 (略)

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする((2)に掲げる資金を融通する場合及び農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に災害復旧に係る事業を対象として(3)から(8)までに掲げる資金を融通する場合を除く。)
- 2 (略)
- 3 (8)に係る助成を受けた認定農業者に対しては、(2)に係る助成は行わないものとする(ただし、(8)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。)
- 4 (略)

別表21 (令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅)

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
  - ①～⑫ (略)
  - ⑬ 令和2年4月1日から令和2年4月19日までの間に融通されたもの
    - ・資金の種類(以下同じ)
    - (1)～(16) (略)
    - (17)農林漁業施設資金(反転攻勢関連資金)  
(共同利用施設〔災害復旧〕、主務大臣指定施設〔災害復旧一般])
    - (18)農林漁業施設資金(反転攻勢関連資金)  
(主務大臣指定施設〔災害復旧・激甚災害(※1)])
    - (19)農林漁業施設資金(反転攻勢関連資金)  
(共同利用施設〔一般])
    - (20)農林漁業施設資金(反転攻勢関連資金)

別表21 (令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅)

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
  - ①～⑫ (略)
  - ⑬ 令和2年4月1日から令和2年4月19日までの間に融通されたもの
    - ・資金の種類(以下同じ。)
    - (1)～(16) (略)
    - (新設)

- (主務大臣指定施設〔特別振興事業（立ち上がり支援(※2)）〕)
- (21) 農林漁業施設資金（反転攻勢関連資金）  
 (共同利用施設〔病院の施設、診療所の施設及び介護老人保健施設（機械、器具類を除く。）、産業動物診療施設、環境保全型農業推進（※3）、食肉センター施設整備・家畜市場施設整備（※4）、バイオマス利活用施設（※5）、農商工等連携（※6）、米穀新用途利用促進（※7）、六次産業化促進（※8）、老人福祉施設（機械・器具類を除く。）、主務大臣指定施設〔一般、アグリビジネス強化（※9）（立ち上がり支援）、特別振興事業（一般）、産業動物診療施設〕)
- (22) 農林漁業施設資金（反転攻勢関連資金）  
 (主務大臣指定施設〔環境保全型農業推進非補助、アグリビジネス強化（一般）、農山漁村経営改善対策事業〕)
- (23) 農林漁業施設資金（反転攻勢関連資金）  
 (主務大臣指定施設〔特別振興事業（新規分野等挑戦事業）〕)
- (24) 農業経営基盤強化資金（反転攻勢関連資金）
- (25) 経営体育成強化資金（反転攻勢関連資金）

表（略）

⑭ 令和2年4月20日以降に融通されたもの

資金の種類	償還期限	貸付金利水準	実質負担利率の軽減幅
(1)、(3)、(4)、(10)、(15)、(17)、(18)、(24)	9年以下	0.16%	0.16%
	9年を超え10年以下	0.17%	0.17%
	10年を超え11年以下	0.18%	0.18%
	11年を超え25年以下	0.19%	0.19%
(2)	9年以下	0.16%	0.16%
	9年を超え10年以下	0.17%	0.17%
(5)、(19)		1.05%	1.05%
(6)、(11)、(20)		0.35%	0.35%
(7)、(8)、(12)、(13)、(14)、(16)、(21)、(22)、(25)		0.20%	0.20%
(9)、(23)		借入者の成功判定区分が「高」の場合 4.90%	2.00%
		「中」の場合 2.65%	2.00%

表（略）

⑭ 令和2年4月20日以降に融通されたもの

資金の種類	償還期限	貸付金利水準	実質負担利率の軽減幅
(1)、(3)、(4)、(10)、(15)	9年以下	0.16%	0.16%
	9年を超え10年以下	0.17%	0.17%
	10年を超え11年以下	0.18%	0.18%
	11年を超え25年以下	0.19%	0.19%
(2)	9年以下	0.16%	0.16%
	9年を超え10年以下	0.17%	0.17%
(5)		1.05%	1.05%
(6)、(11)		0.35%	0.35%
(7)、(8)、(12)、(13)、(14)、(16)		0.20%	0.20%
(9)		借入者の成功判定区分が「高」の場合 4.90%	2.00%
		「中」の場合 2.65%	2.00%

		「低」の場合 0.40%	0.40%			「低」の場合 0.40%	0.40%
2	(略)			2	(略)		
	(注)				(注)		
	1・2 (略)				1・2 (略)		
	3 災害関連資金及び反転攻勢関連資金の実質負担利率の軽減幅については、貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とする。				3 災害関連資金の実質負担率の増減幅については、貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とする。		

附 則（令和2年4月30日2経営第185号）  
この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。